

最先端研究開発戦略的強化事業  
最先端研究開発支援プログラムの公開活動の方針

平成 22 年 6 月 10 日  
[平成 23 年〇月〇日改訂](#)  
総合科学技術会議  
最先端研究開発戦略的強化事業  
調整会合

最先端研究開発戦略的強化事業調整会合（以下「調整会合」という。）は、「最先端研究開発戦略的強化事業運用基本方針」（平成 22 年 4 月 27 日総合科学技術会議。以下「運用基本方針」という。）及び「[最先端研究開発戦略的強化事業の継続実施に当たっての運用について](#)」（平成 23 年 5 月 13 日総合科学技術会議）に基づき、最先端研究開発戦略的強化事業において実施する最先端研究開発支援プログラム（以下「プログラム」という。）全般及びプログラムの中心研究者（以下「中心研究者」という。）が実施する研究内容の公開活動（以下「公開活動」という。）の方針を以下のとおり決定する。

## I. シンポジウムの開催

プログラムの研究支援担当機関（以下「研究支援担当機関」という。）は、プログラムの研究内容及び研究成果を広く公開する役割を担っていることを踏まえ、公開活動は、

- 主に研究者を対象とした国際的なシンポジウム（以下「国際シンポジウム」という。）
- 主に一般国民を対象としたシンポジウム（以下「一般シンポジウム」という。）を開催することにより行う。

## II. 国際シンポジウムの実施

### 1. 目的

主に研究者を対象とした国際的なシンポジウムを開催し、プログラムにおける研究内容に関する講演、[海外のトップレベルの研究者との討論](#)等を行うことにより、研究情報の発信や知識の交換を図るとともに、結果を研究課題の実施に活用することにより、研究開発の実効性や効率性の向上を図ることを目的とする。

### 2. 国際シンポジウムの実施方法

#### (1) 国際シンポジウムの実施機関の公募及び審査

国際シンポジウムは、国際シンポジウムの実施機関(以下「実施機関(国際)」という。)を選定し、実施機関(国際)に対して必要経費を助成することにより行う。

このため、調整会合は、実施機関(国際)の公募及び審査を以下のとおり実施する。

① 実施機関(国際)の要件

- 研究支援担当機関を対象とするが、研究支援担当機関でない機関からの応募も受け付ける。
- 一般シンポジウムの実施機関への重複応募は妨げない。

② 国際シンポジウム実施計画等の提出

- 応募機関に対しては、実施しようとする国際シンポジウムの実施計画(以下「実施計画(国際)」という。)及び必要経費の積算の提出を求める。

~~○ 実施計画(国際)は、プログラムの個々の研究課題を対象としたものでもよい。~~

○ 実施計画(国際)は、以下の内容を含むものとする。

- ・ 対象とする中心研究者と同様の研究分野で優れた研究業績を挙げている海外の研究者との討論を行うこと
- ・ 対象とする中心研究者の研究手法を含め、研究目標を達成するための種々のアプローチについて包括的な討論を行うこと

③ 審査の観点

調整会合は、以下の観点から審査を行う。

i) 応募機関の適切性

- ~~○a)~~ 国際シンポジウムを実施可能な組織と人員を有しているか。
- ~~○b)~~ 国際シンポジウムの開催実績を有しているか。

ii) 実施計画(国際)の適切性

- ~~○a)~~ 実行可能な内容であるか。
- ~~○b)~~ 国際シンポジウムを実施する目的及び対象者を踏まえた内容となっているか。
  - 海外からの多様な研究者の参画や集客力を高めるための工夫などにより、国際シンポジウムの効果を高めることができる内容となっているか。
  - 国際シンポジウムの結果がその後の研究課題の実施に活用され、研究開発の実効性や効率性の向上に貢献するものとなっている

か。

c) 前年度の実施結果を踏まえ、適切な改善がされた内容となっているか(応募機関が昨年度の実施機関であって、昨年度の取組と関連する内容を提案する場合。)。

○ 各研究課題が目標とする課題の解決に向けて、当該研究課題を含めた種々のアプローチを包括的に議論することにより、当該研究課題の意義をより明確化できる内容となっているものを優先する。

iii) 必要経費の積算の適切性

○a) 実施計画(国際)に対して妥当なものとなっているか。

iv) 優先採択

a) 複数の中心研究者が共同でテーマを設定して実施する内容となっているもの

b) 中心研究者個人を対象としたものについては、前年度に本事業による取組を行っていない中心研究者を対象としたものを優先的に採択する。

(2) 実施機関(国際)の決定決定案の作成

調整会合は、審査結果に基づきを取りまとめて実施機関(国際)を決定し、その結果を文部科学省に通知する。決定案を作成し、総合科学技術会議に提出する。

(3) 助成金の交付

調整会合総合科学技術会議により選定された実施機関(国際)に対しては、調整会合総合科学技術会議から文部科学省大臣への通知意見具申を通して、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)から必要経費を交付する。

(4) 中心研究者及び研究支援担当機関の義務

○ 中心研究者は、原則として、選定された実施機関(国際)の実施計画(国際)に沿って活動するものとする。

○ 研究支援担当機関は、実施機関(国際)及び中心研究者との調整、資料の作成等により、中心研究者が行う活動をサポートするものとする。

(5) 評価

○ 運用基本方針に基づき調整会合が行う評価の評価事項には、国際シンポ

ジウムの実績を含めるものとする。

- 国際シンポジウムの評価は、[国際シンポジウムの実施により研究開発の実効性や効率性が向上したかどうか](#)という観点を含めて行う。このため、実施機関(国際)は、国際シンポジウムの実施結果に加え、実施結果が研究開発の実効性や効率性の向上にどのように貢献したかについてとりまとめ、調整会合に報告するものとする。

### Ⅲ. 一般シンポジウムの実施

#### 1. 目的

主に一般国民を対象としたシンポジウムを開催し、プログラムにおける研究内容に関する講演等を行うことにより、研究者と国民との対話を通じた国民のニーズの共有化を図るとともに、次代の科学技術を担う人材の裾野の拡大と国民の科学技術に関する知識や能力の向上に貢献することを目的とする。

#### 2. 一般シンポジウムの実施方法

##### (1) 一般シンポジウムの実施機関の公募及び審査

一般シンポジウムは、一般シンポジウムの実施機関(以下「実施機関(一般)」という。)を選定し、実施機関(一般)に対して必要経費を助成することにより行う。

このため、調整会合は、実施機関(一般)の公募及び審査を以下のとおり実施する。

##### ① 実施機関(一般)の要件

- 研究支援担当機関を対象とするが、研究支援担当機関でない機関からの応募も受け付ける。
- 国際シンポジウムの実施機関への重複応募は妨げない。

##### ② 一般シンポジウム実施計画等の提出

- 応募機関に対しては、実施しようとする一般シンポジウムの実施計画(以下「実施計画(一般)」という。)及び必要経費の積算の提出を求める。
- 実施計画(一般)は、異なる地域において複数回開催するものを基本とし、複数回の開催を通してプログラムの 30 の研究課題全てを対象に含めるものとする。[また、このうち1回は、内閣府等が主催する「科学・技術フェスタ」において実施することとする。](#)

##### ③ 審査の観点

調整会合は、以下の観点から審査を行う。

i) 応募機関の適切性

⊖a) シンポジウムを実施可能な組織と人員を有しているか。

⊖b) シンポジウムの開催実績を有しているか。

ii) 実施計画(一般)の適切性

⊖a) 実行可能な内容であるか。

⊖b) 一般シンポジウムを実施する目的及び対象者を踏まえた内容となっているか。

○ 集客力を高めるための工夫などにより、一般シンポジウムの効果を高めることができる内容となっているか。

c) 前年度の実施結果を踏まえ、適切な改善がされた内容となっているか(応募機関が昨年度の実施機関であって、昨年度の取組と関連する内容を提案する場合。)

○ 各研究課題が目標とする課題の解決に向けて、当該研究課題を含めた種々のアプローチを包括的に議論することにより、当該研究課題の意義をより明確化できる内容となっているものを優先する。

iii) 必要経費の積算の適切性

⊖a) 実施計画(一般)に対して妥当なものとなっているか。

(2) 実施機関(一般)の決定決定案の作成

調整会合は、審査結果に基づきを取りまとめて実施機関(一般)を決定し、その結果を文部科学省に通知する。決定案を作成し、総合科学技術会議に提出する。

(3) 助成金の交付

調整会合総合科学技術会議により選定された実施機関(一般)に対しては、調整会合総合科学技術会議から文部科学省大臣への通知意見具申を通して、振興会から必要経費を交付する。

(4) 中心研究者及び研究支援担当機関の義務

○ 中心研究者は、原則として、選定された実施機関(一般)の実施計画(一般)に沿って活動するものとする。

○ 研究支援担当機関は、実施機関(一般)及び中心研究者との調整、資料の作成等により、中心研究者が行う活動をサポートするものとする。

(5) 評価

運用基本方針に基づき調整会合が行う評価の評価事項には、一般シンポジウムにおける公開活動の実施の有無を含めるものとする。

#### IV. その他

本方針は、各中心研究者及び研究支援担当機関が自発的に行う公開活動に制限を加えるものではない。